

業庫第41号(例)

2025年10月7日

委託国庫送金事務取扱店

(日本銀行本支店の依頼先) 御中

日本銀行業務局

「委託国庫送金事務取扱手続」の一部改正に関する件

外国送金事務にかかる事務合理化の観点から、標記規程(昭和56年12月28日付国丙第90号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2025年10月14日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
稲垣(03-3277-2938)

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 仕向1 4. (3) の注意事項 (右ページ) ① 1. を次のとおり改める (全面改正)。

1. 月末に、1 か月分 (月中分に限る) または 2 か月分 (偶数月から連続する 2 か月の月中分に限る) を取まとめて作成してもよい。この場合、日本銀行本店には取まとめた月の翌月 5 日までに送付する。

- 仕向1 4. (3) の注意事項 (右ページ) ① 2. 中「月中分を取まとめて作成する場合」を「1 か月分または 2 か月分を取まとめて作成する場合」に、「毎月の営業末日を記入する」を「取まとめた月の営業末日を記入する」に、それぞれ改める。